



該事業に関する情報を除く)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他が記述等により他の情報と照合することができるもの(「他の情報の個人を識別することにより、特定の個人を識別することができる」となるものを含む)。又は特定の個人を識別することはできないが、公にするににより、なお個人の権利・利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報(イ)の規定により又は慣行として公に除外する。

され 又は公にすることか予定されてい  
る情報 口 人の生命、健康、生活又は財産を保護  
するため、公にすることが必要であると  
するたま、情

**八 読められる情報**  
当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第二条第

第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成三十一年法律第二百三号）の規定による特許庁）

第二条第二項に規定する特定独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の取扱いに関する法律）

公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）以下「独立行政法人等情報公開法」という。第二条第一項に規定する

独立行政法人等をいう。以下同じ。の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する

する地方公務員並びに地方独立行政法人  
(地方独立行政法人法(平成十五年法律  
第百八号))第二条第一項に規定する地

方独立行政法人をいう。(以下同じ。)」である場合において、当該青報はその職務の遂行に係る役員及び職員をいう。」

情報であるときは、当該情報のうち、  
該公務員等の職及び当該職務遂行の内容  
に係る部分

るところを認められる限り、国家安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正當な利益を害するおそれがあるもの。

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもののその他、公の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である

は事業の性質上、当該事務又は事業の適正遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの監査検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、國、独立行政法人等、地方公共団体又は地方行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ、人事管理に係る事務に關し、公正かつ能率な公務執行に支障を及ぼすおそれ、國庫若しくは地方公債團体及び預金等の全額は、

第六条 国有する、又は地方公共団体が経営する独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき

は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録さ

開示請求に係る行政文書ご前条第一号の情  
なさい。ないと認められるときは、この限りで  
ない。

報(特定の個人を識別することができるもの、記録している場合において、該青報のうち、氏名、生年月日その他の特

記定の個人を識別することができる」ととて、記述等の部分を除くことにより、「公」にして、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして

て、前項の規定を適用する。

**第七条** (公益上の理由による裁量的開示) 行政機関の長は、開示請求に文書を不開示<sup>青報記録されて</sup>する場合、

**七条** 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に、不開示情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示する。

**第八条** 行政文書の存否に関する情報  
開示請求に対し、当該開示請求に係る

行政文書の開示請求を拒否する場合、不開示の権利を主張する場合等で、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

**第九条** 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その文書

**第十条** 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日（開示決定等の期限）

「前項の規定にかかるらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知する。

面により通知しなければならない。

**第十一條** 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十五日以内に開示する場合は、開示決定等の期限の特例

**第十一條** 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずることのない場合は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示する。

わらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分に付き当該期間内

は相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しな

二一 本条を適用する旨及びその理由  
残りの行政文書について開示決定等をす

(事案の移送)  
る期限  
第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る事

**第十一章 事案の移送**  
**第十二条** 文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他の行政機関の長において

文書かはその行政機関により作成されたものであつて、その他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送した行政機関の長は、開示請求者に対する返答を多段階に跨りて行うことを通じて、

2 し、  
事案を移送した旨を書面により通知しな  
ければならない。

該は、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求等をしなければならない。この場合において、移送をした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定（以下「開示決定」といふ）を受けたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送を行なった行政機関の長

は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

ばならない。  
(独立行政法人等への事案の移送)  
行政機関の長は、開示請求に係

**第十二条の二** 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他の独立行政法人等における開示請求に係る行政文書を(前項第一号に規定する場合を除く)  
（独立行政法人等への事案の移送）

に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、名簿等に記載する。

を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

は、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法

人等情報公開法第二条第二項に規定する法人等の文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条

文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法、第四条第一項に規定する開示請求とみなす情報公開法、第四条第一項に規定する開示請求とみなす情報公開法の規定を適用する。独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。

条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、  
それぞれ」とあるのは「により」と、「開示

請求に係る手数料又は開示とあるのは「開示」とする。  
第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。  
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

## ○刑法

最終改正  
平成二十三年四月二七日号外法律第三六号(刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律一条による改正)

(明治四年四月二十四日法律第四十五号)  
(总理・各省大臣副署)

朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル刑法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
刑法別冊ノ通之ヲ定ム  
此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(明治四年六月勅令二六三号により、明治四一二一から施行)

明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

## (別冊)

## 目次

## 第一編 総則

刑法

第一章 通則(第一条—第八条)  
第二章 刑罰(第九条—第二十一条)  
第三章 期間計算(第二十二条—二十四条)

第四章 刑の執行猶予(第二十五条—第二十七一条)  
第五章 仮釈放(第二十八条—第三十条)  
第六章 刑の時効及び刑の消滅(第三十一一条—第三十四条の二)

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免(第三十五条—第四十二条)  
第八章 未遂罪(第四十三条—第四十四条)

第九章 併合罪(第四十五条—第五十五条)

第十章 累犯(第五十六条—第五十九条)
第十一章 共犯(第六十条—第六十五条)
第十二章 酬量減輕(第六十六条—第六十七条)
第十三章 加重減輕の方法(第六十八条—第七十二条)
第二編 罪
第一章 削除
第二章 内乱に関する罪(第七十七条—第八十条)
第三章 外患に関する罪(第八十一条—第八十九条)
第四章 国交に関する罪(第九十条—第九十四条)
第五章 五条の执行を妨害する罪(第九十五条—第九十六条の三)
第六章 逃走の罪(第九十七条—第一百二条)
第七章 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪(第一百三条—第一百五百条の二)
第八章 騒乱の罪(第一百六条—第一百七条)
第九章 放火及び失火の罪(第一百八条—第一百八十八条)
第十章 百十八条)出水及び水利に関する罪(第一百百十一条)
第十一章 放火及び失火の罪(第一百八条—第一百百二十九条)
第十二章 住居を侵す罪(第一百三十条—第一百百三十二条)
第十三章 秘密を侵す罪(第一百三十三条—第一百百三十五条)
第十四章 あん煙に関する罪(第一百三十一条—第六条—第一百四十一条)
第十五章 飲料水に関する罪(第一百四十二条—第一百五十条)
第十六章 通貨偽造の罪(第一百四十七条—第一百百五十三条)
第十七章 文書偽造の罪(第一百五十四条—第一百百六十一条の二)

第十八章 有価証券偽造の罪(第一百六十二条—第一百六十三条)
第十九章 印章偽造の罪(第一百六十四条—第一百六十八条)
第二十章 偽証の罪(第一百六十九条—第一百七十二条)
第二十一章 虚偽告訴の罪(第一百七十二条—第一百七十三条)
第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪(第一百七十四条—第一百八十四条)
第二十三章 賭博及び富くじに関する罪(第一百八十五条—第一百八十七条)
第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪(第一百八十八条—第一百九十二条)
第二十五章 汚職の罪(第一百九十三条—第一百九十八条)
第二十六章 杀人の罪(第一百九十九条—第二百三十三条)
第二十七章 傷害の罪(第二百四条—第二百八十六条)
第二十八章 過失傷害の罪(第二百九条—第二百十一条)
第二十九章 墓壇の罪(第二百十二条—第二百二十二条)
第三十章 遺棄の罪(第二百一十七条—第二百一十九条)
第三十一章 逮捕及び監禁の罪(第二百二十二条—第二百二十二条)
第三十二章 命迫の罪(第二百二十二条—第二百二十二条)
第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪(第二百二十三条—第二百二十四条)

第三十四章	名譽に対する罪（第一百三十一条）
第三十五章	公用及び業務に対する罪（第二百三十二条）
第三十六章	窃盜及び強盗の罪（第二百三十五条）
第三十七章	詐欺及び恐喝の罪（第三百四十六条）
第三十八章	横領の罪（第二百五十二条）
第三十九章	盜品等に関する罪（第二百五十六条・第二百五十七条）
第四十章	毀棄及び隠匿の罪（第二百五十八条）
第一編 総則	
第一章 通則	
（国内犯）	
二条	この法律は、日本国内において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。
日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。（すべての者の国外犯）	
二 削除	
二条	この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。
三 第八十二条（外患誘致）、第八十二条（外患援助）	第八十八条（予備及び陰謀の罪）
五条（公文書偽造等）、第五十四条（詔書偽造等）、第一百五十七条（公証書原本不実記載等）、第一百五十八条（通貨偽造及び行使等）の罪及びその未遂罪	五百四十四条の罪

第一編 總則

第一章 通則

第一条

**第一条** この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。

（すべての者の国外犯）

**第二条** この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

二 第七十七条から第七十九条までの罪（内乱、

三、外患誘致の罪  
第八十一条(外患誘致)、第八十二条  
外患援助、第八十七条(未遂罪)及び

第八十八条（予備及び陰謀）の罪  
第一百四十八条（通貨偽造及び行使等）の

五 罪及びその未遂罪  
五百四十四条（詔書偽造等）、五百五十一

正証書原本不実記載等)、第一百五十八条(公文書偽造等)、第一百五十七条(公

刑法（第一編 總則 第一章 通則）

（偽造公文書行使等）及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る  
第一百六十二条の二（電磁的記録不正作出及  
び供用）の罪

第一百六十二条（有価証券偽造等）及び第  
一百六十三条（偽造（有価証券行使等）の罪  
第一百六十三条の二から第一百六十三条の五  
まで（支払用カード電磁的記録不正作出  
等、不正電磁的記録カード所持、支払用  
カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪）  
八 第百六十四条から第一百六十六条まで（御  
璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正  
使用等、公記号偽造及び不正使用等）の罪  
並びに第一百六十四条第二項、第一百六十五条规定及び第一百六十六条规定第二項の罪の未遂  
罪（国民の国外犯）

第三条 この法律は、日本国外において次に掲  
げる罪を犯した日本国民に適用する。

第一条 第百八条（現住建造物等放火）及び第一  
九条第一項（非現住建造物等放火）の罪、並び  
にこれらの規定により処断すべき罪並び  
にこれらの罪の未遂罪

第二条 第百十九条（現住建造物等浸害）の罪  
第三条 第百五十九条から第一百六十一条まで（私  
文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文  
書等の記録行使）及び前条第五号に規定する電磁  
的記録による電磁的記録に係る第一百六十一  
条の二の罪

第四条 第百六十七条（私印偽造及び不正使用  
等）の罪及び同条第一項の罪の未遂罪

第五条 第百七十六条から第一百七十九条まで（強  
制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準  
強姦、集団強姦等、未遂罪）

第六条（重婚）の罪及び第一百八十一  
条（強制わいせつ等致死傷）及び第一百八十一  
条（殺人）の罪及びその未遂

(国民以外の者の国外犯  
第三条の二 この法律は、  
本國民に對する文書を擧げ

本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

第一百七十一  
制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、集團強姦等、未遂罪一及び第一百八十一

## 二 第百九十九条（殺人）の罪及びその未遂

罪

